

# 放射線業務従事者線量等報告書等における報告内容の誤りについて

2020年2月3日

当社が原子力規制委員会、静岡県、4市および5市2町へ提出した以下の報告書等において、放射性気体廃棄物の放出量の一部に誤りがあることを確認しました。

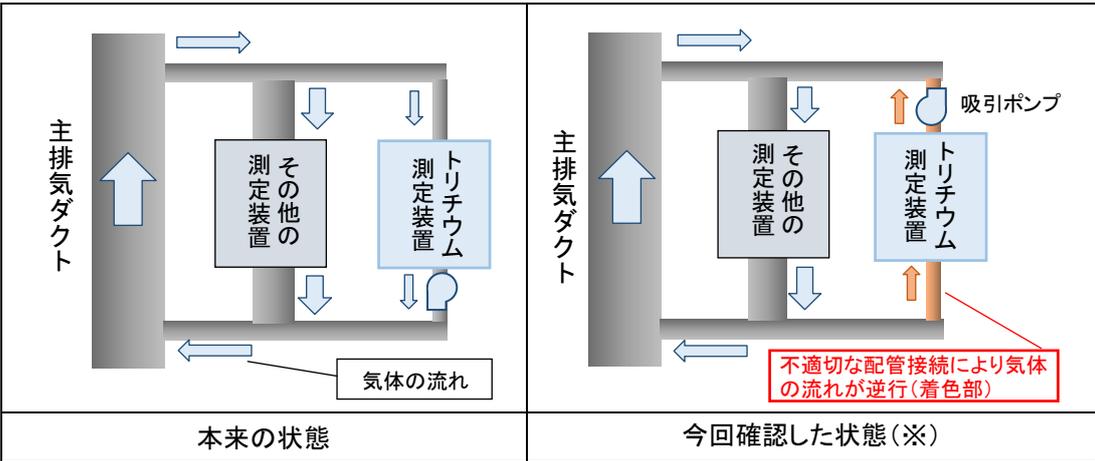
- ・放射線業務従事者線量等報告書(注1)
- ・安全協定に基づく通報文書(注2)
- ・浜岡原子力発電所 周辺環境放射能調査結果(注3)

これら誤りは、以下の2つの原因で発生したことを確認しました。

- (1) 2018年2月より運用を開始した1号機および2号機のトリチウム測定装置(注4)の一部の配管に不適切な施工があったこと(下図)
- (2) 1,3,4,5号機の放出量の一部に誤記があったこと

誤りがあった値については、改めて補正計算を実施し、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度(注5)に対して十分低く、配管の不適切な接続があった以前の値と比較しても同程度であることを確認しています。

今後、訂正した報告書を提出するとともに、再発防止対策を検討し、適切に対応してまいります。



トリチウム測定装置の施工状況(イメージ図)

※ トリチウム測定装置の不適切な配管施工を確認した後、放出量を正確に計測できていないと考えたことから、安全措置として、1号機は粉塵等が発生するおそれのある作業を中止し換気空調系を停止することで主排気ダクトへ流入する空気を停止するとともに、2号機は仮設のトリチウム測定装置を設置しました。

注1 放射線業務従事者線量等報告書は、「放射線業務従事者の線量等に関する報告について」(平成14・03・18 原院第3号)に基づき原子力規制委員会に一年に一度提出していた報告書。

注2 静岡県、御前崎市、牧之原市、掛川市および菊川市と当社が締結している「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書」および静岡県、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町および森町と当社が締結している「浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書」に基づき、放射性廃棄物の放出および保管状況ならびに放射線業務従事者の放射線被ばく管理の3ヶ月間の実績(四半期報)および年度実績(年報)をとりまとめた文書。

注3 静岡県において「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書」に基づき、浜岡原子力発電所周辺の環境放射能調査を実施した結果を取りまとめたもの。

注 4 トリチウム測定装置とは、排気中に水蒸気として存在するトリチウムを測定するために、主排気ダクトから排気の一部をサンプリングし、水分を捕集する装置のこと。

注 5 ここでいう濃度限度とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第 90 条によるトリチウムの 3 ヶ月間平均濃度 ( $3.0 \times 10^{-3}$  Bq/cm<sup>3</sup>) のこと。

以 上